

■保育の必要性とは

保護者のいずれもが、市が定める「保育を必要とする事由」に該当する場合です。

保育を必要とする事由	
・就労（内職、自営業等含む）	月に64時間以上の労働を常態とする場合
・出産の方	産前から、出産後8週経過日が属する月の末日まで3ヶ月程度
・保護者が病気の方	保護者が病気により子どもを保育することが困難な場合
・保護者が障がいの方	保護者が障がいにより子どもを保育することが困難な場合
・親族の入院のための常時看護、又は同居の親族の常時介護	親族の看護により子どもを保育することが困難な場合
・就業に向けて求職活動を行っている方	認定後、90日以内に上記の就労要件を満たす必要があります
・就学している方（または就学が決まった方）	職業訓練校・各種学校などを含む就学の場合
・保護者が付き添いを必要とする療育施設等に母子通園している方	兄弟姉妹が療育施設等に母子通園している場合
・災害復旧	児童の居宅を失いまたは破損した場合に、その復旧の為、子どもを保育することが困難な場合
・育児休業を取得する方	既に保育を利用している子どもが引き続き保育の継続が必要な場合

※その他、上記に類する状態として市が認める場合